

奈良市公告第301号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年10月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（K S I 官公庁オークション）により行う。

（土地1件）

物件番号	物件名称	所在	地番	地目	地積（㎡）	予定価格（円）	入札保証金（円）
土地-5	奈良市平松 五丁目市有地	奈良市平松 五丁目	643 番 1	雑種地	3479	105,768,000	10,576,800

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「K S I 官公庁オークション」という。）を利用した一般競争入札を行う。

(<https://kankocho.jp/>)

なお、入札参加手続等についてはK S I 官公庁オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「K S I 官公庁オークション奈良市ページ」という。）において公開する。

(<https://kankocho.jp/gov/6066180881/?p=as>)

3 入札に必要な各種様式に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/12/174003.html>)

また、売却物件の概要、写真等は、K S I 官公庁オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

- (2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (3) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込

あらかじめ取得しているログインIDを使用してK S I 官公庁オークション上で令和6年10月18日（金）午後1時から令和6年11月6日（水）午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込

①方 法 仮申込み手続を完了した後、所定の申込書により奈良市資産管理課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

②期 間 令和6年10月18日（金）から令和6年11月13日（水）まで
（直接提出の場合は令和6年11月13日（水）午後5時まで、郵送の場合は令和6年11月13日（水）の消印有効とする。）

(3) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10の金額とする。
- ② 入札保証金は、奈良市が指定した金融機関に口座振込により令和6年11月13日（水）までに納付しなければならない。なお、入札保証金納付に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。
- ③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 令和6年11月19日（火）午後1時から
令和6年11月26日（火）午後1時まで

(2) 入札方法

- ① 上記5の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、ログインIDで入札（入札金額をK S I 官公庁オークション上に入力）すること。
- ② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

7 開札及び落札者の決定

- (1) 令和6年11月26日(火)午後1時以後にK S I 官公オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のログインID及び売却決定金額をK S I 官公オークション上に公開する。

8 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、令和6年12月3日(火)午後5時までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が上記の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、奈良市に帰属する。

10 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、契約成立後の奈良市が指定する日までに奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 上記納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金(納付する金額)は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

11 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現況のまま売却物件を引渡す。なお、引き渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書(市ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 その他

- (1) 入札参加者は、K S I 官公庁オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。

- (2) 契約締結後に奈良市の責に帰すことができない事由により売却物件に滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は、契約不適合責任を負わない。
- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。

【問い合わせ先】

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部

資産管理課資産活用係

電 話 0742-34-4724

E-mail shisankanri@city.nara.lg.jp